

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 13日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉市緑区大野台2-11-1
氏 名 安藤ハヅマ興業(株) 千葉工場
工場長 若田部 徹夫
電話番号043-312-3350

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	安藤ハヅマ興業(株) 千葉工場
事業場の所在地	千葉市緑区大野台2-11-1
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業 小分類：セメント・同製品製造業
②事業の規模	前年度の製品出荷額 3,478,195,167円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・別紙①の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
・別紙②のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	排出量	1495.254 t	t
	(これまでに実施した取組) ・木製パレットをリサイクル利用する事により廃棄物排出量の低減を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	排出量	1,120 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・年度産業廃棄物の総排出量現単位を昨年度の実績から約0.0424 t/m ³ として管理する。 ・今年度は総製品製造予定量が26,391m ³ なので、約1,120 tを目標値とする。 ～目標を達成する為に～ ・コンクリート数量管理の徹底 ・残コンクリート、捨練コンクリートの転用率を高める ・搬入資材の梱包材の再使用率の向上		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別収集を実施した結果、年度混廃率は1.03%だった。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・年度混廃率を2020年度実績0.570%以下に設定して管理する。 ・看板掲示とパトロール指導により、単品分別の推進を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.000 t	t
（これまでに実施した取組） ・自社で熱回収や中間処理の施設を保有していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.000 t	t
（今後実施する予定の取組） ・自社で熱回収や中間処理の施設を保有する予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（これまでに実施した取組） ・これまでに自社で埋立や海洋投入処分を行ったことはない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も自社で埋立や海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	6種類（別紙1）	
	全処理委託量	1495.254 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1495.254 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・コンクリートガラ、金属くず、木くずはほぼ100%再資源化できている。 ・廃プラスチック類については分別収集分については39.3%の再資源化率だが、混合廃棄物内の廃プラスチック類については19.4%にとどまった。 ※中間処理工場全体のデータによる。		

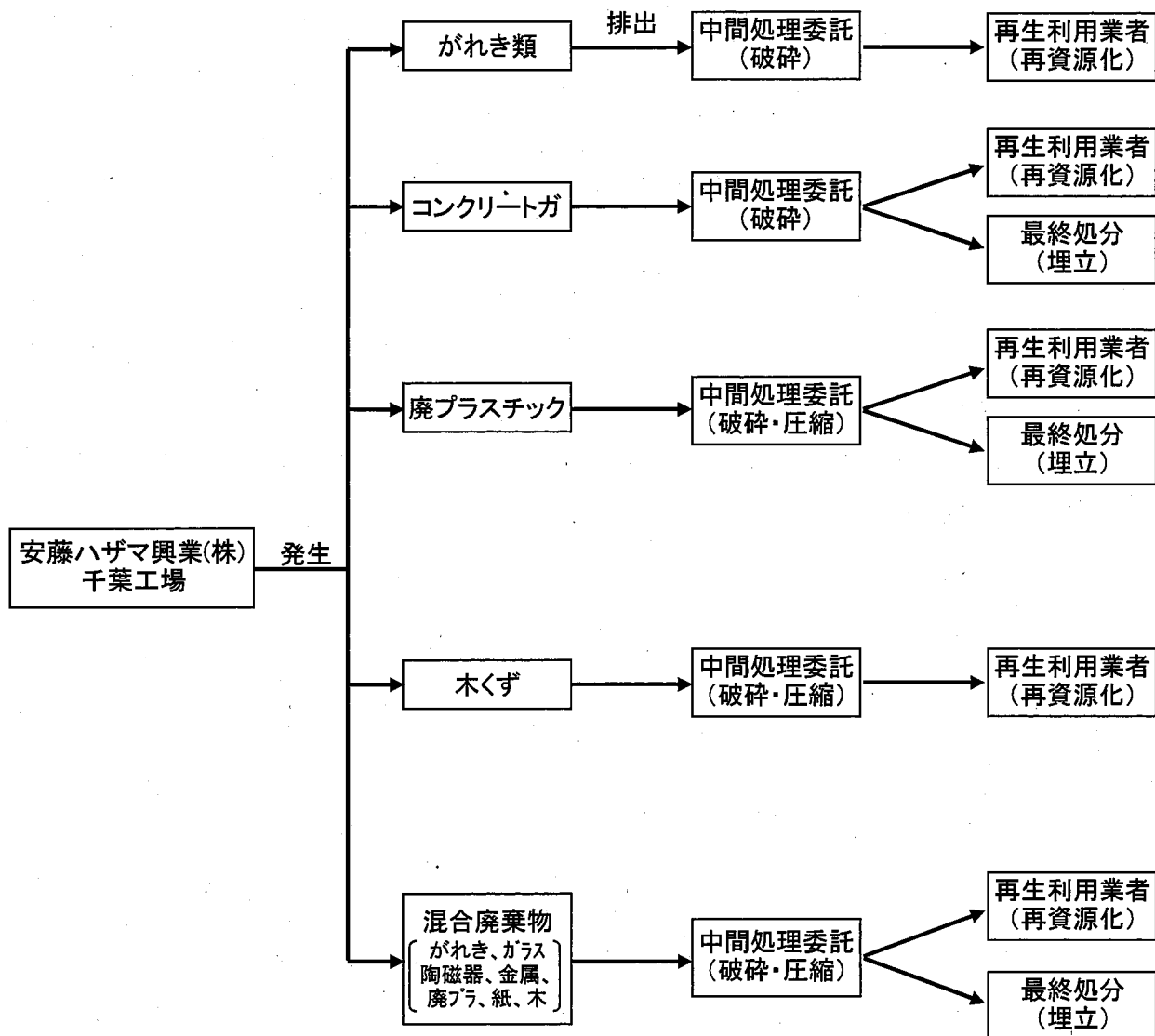
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	6種類 (別紙1)	
	全処理委託量	1,120 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,120 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再資源化率の高い、コンクリートガラ、がれき類、木くずは今まで通りとし、その他廃プラスチック類他については単品分別率を向上させ再資源化率の向上を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙①





(千葉工場 管理体制図)

